

広島市告示（安佐南区）第109号
令和7年12月5日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和7年12月5日から同月19日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区间	供用開始の期日
県道	主要地方道 広島湯来線	安佐南区沼田町大字阿戸字日ノ浦 11461番1地先から 安佐南区沼田町大字阿戸字日ノ浦 11461番1地先まで	令和7年12月5日